

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に  
関する法律 第二十六条第一項に基づく情報提供書

2021年9月1日

以下の製品は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律  
(通称カルタヘナ法)」における第二種使用等に相当します。

ご使用の際は「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」(平成16年文部科学省・環境省令第1号)に従って、機関内安全委員会の判断のもと、機関実験として拡散防止措置を執って行ってください。

※この遺伝子組換え生物等を第二種使用等する際に、法令に基づく主務大臣の確認が必要になることがあります。詳しくは、関係省庁にお問い合わせ下さい。

記

製 品 名	<i>IVISbrite Shigella dysenteriae Xen27 Bioluminescent Bacterial Strain</i>
カ タ ロ グ 番 号	119231
製 造 者	PerkinElmer, Inc.

■ 宿主

*Shigella dysenteriae* (A群赤痢菌、志賀赤痢菌) 88A6205 Clinical isolate (Parental Strain)

■ 核酸又はその複製物の名称

作製時に使用されたベクター: **pAUL-A Tn4001 luxABCDE Km<sup>R</sup>**

ベクター由来の遺伝子/塩基:

- 1) 改変された **luciferase genes: luxABCDE** (*luxA, luxB, luxC, luxD, luxE*) *Photobacterium luminescens* 由来
- 2) **Kanamycin resistant gene** (*kan*, aminoglycoside phosphotransferase A3 gene) *Enterococcus faecalis* plasmid pJH1由来
- 3) Tn4001 transposon (Tnp) *Staphylococcus aureus*由来  
本細菌の染色体上に改変され、安定化された *P. luminescens lux* オペロンの複製物が存在しています。

■ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則

第 16 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に基づく使用等  
該当せず

■ 連絡先

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 12 階  
住商ファーマインターナショナル株式会社 バイオサイエンスグループ  
担当責任者: 堀内 真千子  
E-Mail: biosupport@summitpharma.co.jp TEL: 03-5220-1520 FAX: 03-5220-1521

